

大田区子ども・子育て支援計画最終案 素案（令和元年 12 月時点）からの主な変更点

該当ページ	変更箇所	変更内容
21	(1) 基本理念 14 行目に、次世代育成支援対策推進法第 3 条の条文等を追加	本計画は同法に規定する基本理念を踏まえて策定することとされているため、その点を明確に記載しました。
25,38,102	個別目標 1-3 に ⑦親子で遊ぼうイベントの開催 ⑧子育て応援コーナー運営委員会による子育て講座の開催 ⑨子育てサロン「キッズな」の開催 ⑩子ども交流センターの運営支援を追加	地域の方々のご協力をいただいている事業を加えることで、個別目標 1-3 の充実を図りました。
25,46~49,107	個別目標 2-1 に ⑲学童保育事業（放課後児童健全育成事業） ⑳学童保育（放課後児童健全育成事業）の延長保育、夏休み利用、一時利用 ㉑学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れを追加	学童保育については、放課後の居場所としての役割に着目して基本目標 4 のみに位置付けていましたが、仕事と子育ての両立を支援するという側面もあるため、基本目標 2 にも位置付けることとしました。
26,53,108	個別目標 3-1 に ⑧産後家事・育児援助事業を追加	令和 2 年度中に当事業を開始予定のため、新たに追加しました。 心身共に静養が必要な産婦の家事や育児の負担を軽減するため、生後 6 か月までの乳児を育児中の方に家事や育児のヘルパーを低額で利用できるサービスです。
26,64	個別目標 4-2 ⑭中高生ひろばを、重点事業に位置付ける	今後、蒲田地域や大森地域に新たに設置することを計画しており、施策検討に進展があったことから、重点事業に位置付けました。
27,28	「児童虐待根絶に向けた大田区の取組み」及び「発達の遅れや障がいのある児童への支援の取組み」のページを追加	前回の子ども・子育て会議において、委員から、障がい児等への支援や、児童虐待防止等の取組みについてのご意見を頂戴したことを受けて、区としての取組みを明確にお示しするページを新たに設けました。
63	個別目標 4-2 の成果指標を「児童館、放課後ひろばの年間延利用人数」に変更	放課後の安全な居場所の充実を示すため、児童館の一般利用や放課後子ども教室も含めた利用人数の成果指標を設定しました。
83	放課後児童健全育成事業（学童保育）の確保方策数値（利用登録可能数）を変更予定	現在、学童保育利用は、平均出席率が 62%と施設定員に対して、かなり余裕が生じている状況です。そこで、毎日の利用児童数が定員を上回ることはない範囲で登録児童数を拡充し、待機児童の解消を図ろうと計画しております。登録児童数の拡充にあたっては、専用区画の面積が、児童 1 人につきおおむね 1.65 平方メートル以上でなければならないという学童保育の基準を順守する必要がありますので、その拡充数については、令和 2

		<p>年度の学童保育利用申請の動向を見極めて決定する必要があります。現在、利用申請の受付中であり、私立校への進学や指定校変更による変動が落ち着いた時点にならないと拡充数を確定できないため、調整中とさせていただきます。素案でお示した供給量を上回る数値を提示できる見込みです。</p>
117	<p>資料編の「事業一覧」末尾に、QRコードを掲載検討中</p>	<p>パブリックコメントの意見を踏まえ、本計画の施策をホームページでご覧いただけるようにQRコードの掲載を検討しております。</p>